

2025 年 10 月 1 日

お客様各位

手形小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に基づき産業界・金融業界が連携して 2027 年 3 月末までの手形小切手の利用廃止を進めております。

金融業界では「2027 年 3 月までに電子交換所における手形小切手の交換枚数をゼロにすること」を最終目的として掲げ、電子決済サービスへの移行を始めております。

こうした状況を踏まえ、当組合では、手形小切手の全面的な電子化に向けた取組として、まず以下の対応を始め、順次、対応策を公表して参ります。

■当座預金の新規口座開設の停止

2025 年 10 月 1 日(水)より、当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。

なお、すでに開設済みの当座預金については、引き続きご利用頂けます。

■電子的な決済方法への変更推奨

手形小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印等の事務負担の軽減、印紙代のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。当組合では、手形小切手に代わる決済方法として、「でんさいサービス」・「振込」への変更をご案内して参ります。

ご検討のほどよろしくお願いします。

以 上